

秋田県公安委員会規程第6号

特例施設占有者の指定等に関する規程を次のように定める。

平成19年11月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

改正 令和元年12月公安委員会規程第8号
令和3年3月公安委員会規程第3号
令和6年2月公安委員会規程第2号
令和7年7月公安委員会規程第5号

特例施設占有者の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書等)

第2条 指定を受けようとする施設占有者が遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第2項の規定により秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する申請書は、指定申請書（別記様式第1号）とし、申請に係る施設の所在地を管轄する警察署長を経由して提出するものとする。

2 規則第28条第3項第1号ロに規定する書面（同項第2号ハに規定する書面として申請書に添付する場合も含む。）は誓約書（別記様式第2号）、同号ハに規定する書面（同項第2号ニに規定する書面として申請書に添付する場合も含む。）は物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要（別記様式第3号）によるものとする。

(申請者に対する通知等)

第3条 公安委員会は、指定をしたときは、指定通知書（別記様式第4号）により、指定申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第5号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、指定特例施設占有者公示事項公示書（別記様式第6号）を公安委員会の掲示場での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(指定特例施設占有者に係る公示事項等の変更の場合の届出等)

第4条 規則第29条第1項及び第3項の規定による届出は、指定特例施設占有者公示事項等変更届出書（別記様式第7号）を指定された施設の所在地を管轄する警察署長を経由して提出することにより行うものとする。

2 規則第29条第2項の規定による公示は、指定特例施設占有者公示事項変更公示書（別

記様式第8号)を公安委員会の掲示場での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(指定の取消しに係る聴聞等)

第5条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消しをしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則26号)の規定に基づく聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、指定の取消しをしたときは、指定取消通知書(別記様式第9号)により、指定の取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、指定特例施設占有者指定取消公示書(別記様式第10号)を公安委員会の掲示場での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第6条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書(別記様式第11号)により行うものとする。

(指示に係る弁明の機会の付与等)

第7条 第5条第1項及び第2項の規定は、公安委員会が法第26条第1項又第2項の規定により指示(以下「指示」という。)をしようとするときについて準用する。この場合において、第5条第1項及び第2項中「聴聞」とあるのは「弁明の機会の付与」と、同条第2項中「指定の取消しをした」とあるのは「指示をする」と、「指定取消通知書(別記様式第9号)」とあるのは「指示書(別記様式第12号)」と「指定の取消し」とあるのは「指示」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(令和元年12月公安委員会規程第8号)

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月公安委員会規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月公安委員会規程第2号)

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

附 則(令和7年7月公安委員会規程第5号)

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

申 請 者

住所又は所在地

電話（ ） — 番

（ふりがな）

氏名又は名称

（ふりがな）

法人については

その代表者の氏名

施設の名称及び所在地 〔移動施設については、 その概要及び移動の範囲〕	
物件の保管の場所	
物件の数及び その算出の基礎	(推定による1か月間の物件の数) (算出の基礎)

別記様式第2号（第2条関係）

誓約書

私は、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

物件の保管を行うための施設の概要	
物件の保管を行うための人的体制の概要	

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第28条第2項の規定に基づき 年 月 日付けで申請の
あった下記の施設に係る上記の施設占有者を特例施設占有者として指定したので通知
する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

秋田県公安委員会 印

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第28条第2項の規定に基づき 年 月 日付けで申請の
あった下記の施設に係る上記の施設占有者を特例施設占有者として指定しないので通
知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

秋田県公安委員会

印

(裏)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 号

指 定 特 例 施 設 占 有 者 公 示 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設に係る施設占有者を特例施設占有者として指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

秋田県公安委員会 印

第 号

指定特例施設占有者公示事項等変更届出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

届 出 者

住所又は所在地

電話（ ） ー 番

（ふりがな）

氏名又は名称

（ふりがな）

法人については

その代表者の氏名

1 変更事項

(1) 遺失物法施行規則第29条第1項関係

第1号 第2号

(2) 遺失物法施行規則第29条第3項関係

遺失物法施行規則第28条第1号イ 遺失物法施行規則第28条第2号イ

同 上 ロ 同 上 ロ

同 上 ハ 同 上 ハ

同 上 ニ

2 変更内容

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 1変更事項については、変更する事項の□印にレ印を付すこと。

3 1(2)遺失物法施行規則第29条第3項関係の書面については、2変更内容の記載に代えて変更後の書面の写しを添付することができる。

指定特例施設占有者公示事項変更公示書

遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって公示した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

秋田県公安委員会 印

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る指定特例施設占有者として指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

(裏)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る指定特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

秋田県公安委員会 印

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり 資料の提出 を求める。
保管物件の提示

報 告

記

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

秋田県公安委員会 印

備考1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項
第26条第2項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

(裏)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。